

総社市告示第124号

総社市住民基本台帳の閲覧等事務取扱要綱（平成18年総社市告示第97号）の一部を次のように改正する。

令和6年11月29日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>（閲覧者の本人確認） 第6条 市長は、次のいずれかの方法により閲覧者の本人確認を行うものとする。 （1）略 （2）個人又は法人の申出による閲覧の場合 （ア）略 （イ）閲覧者が本人であることを確認するために文書で照会したその回答書及び<u>介護保険被保険者証</u>、年金手帳その他官公署が発行した資格証明書等であって、市長が適当と認めるもの。ただし、通知カードは除く。</p>	<p>（閲覧者の本人確認） 第6条 市長は、次のいずれかの方法により閲覧者の本人確認を行うものとする。 （1）略 （2）個人又は法人の申出による閲覧の場合 （ア）略 （イ）閲覧者が本人であることを確認するために文書で照会したその回答書及び<u>健康保険の被保険者証</u>、年金手帳、その他官公署が発行した資格証明書等であって、市長が適当と認めるもの。ただし、通知カードは除く。</p>

附 則

この告示は、令和6年12月2日から施行する。